

統計委員会 第13回国民経済計算部会 議事概要

1. 日時 平成26年10月1日（水） 9:30～11:20

2. 場所 第4合同庁舎 12階 共用1214会議室

3. 出席者

(委員) 中島隆信部会長、中村洋一委員、櫻浩一専門委員、後藤康雄専門委員

(審議協力者) 宇南山卓財務総合政策研究所総括主任研究官、総務省、財務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、日本銀行

(事務局) 伊藤統計委員会担当室長、清水統計委員会担当室政策企画調査官、小森総務省政策統括官（統計基準担当）付統計企画管理官、丸山総括政策研究官、酒巻国民経済計算部長、多田企画調査課長、谷本国民支出課長、今井国民生産課長、渡邊国民資産課長、小此木分配所得課長

4. 議事

- (1) 国民経済計算の次回基準改定と2008SNAについて
- (2) 国民経済計算次回基準改定に向けた対応について

5. 議事要旨

- (1) 部会長、委員、専門委員、審議協力者の挨拶に引き続き、中村委員が部会長代理に指名された。
- (2) 議題「国民経済計算の次回基準改定と2008SNAについて」について、資料2及び資料3に沿って、事務局から説明が行われた。これに関して、委員等から特段の意見・質問はなかった。
- (3) 次に議題「国民経済計算次回基準改定に向けた対応について」について、資料3及び資料4に沿って説明が行われた。委員等からの意見・質問は以下のとおり。

【経済活動別分類の変更について】

- ・国際標準産業分類と可能な限り整合的な分類とすることは国際比較可能性の向上の観点から望ましい。
- ・現行の分類における産業と政府サービス生産者で重複して記録されているのは、「電気・ガス・水道業」、「サービス業」だと思うが、新たな分類においても、こうしたものについてはマトリクス形式等で、各部門での表章を行っていくのか。
⇒事務局から、現在の分類では、政府関係については廃棄物処理や下水道、教育、研究といった活動が政府サービス生産者の「電気・ガス・水道業」、「サービス業」等に集約されている。新しい分類案では産業、政府サービス、対家計非営利サービス生産者という区分は取りやめることを検討しており、マトリクス等での表章という点については作業負担上の課題がある旨、回答。
- ・国際標準産業分類と整合的になるのは賛成でマトリックス等の表章を行ってほしいということではなく、基準改定の際に、ユーザーが組み替えて時系列データが作成できるように、経済活動別分類については新旧比較表に配慮してほしい。
⇒事務局から、可能な限り努力していきたい旨、回答。

- ・過去はSNAマニュアルも含めて3区分として政府サービス生産者を切り出していたが、公社など国に近いものの明らかにサービスを生産している機関が概ね民営化される中で、国際基準に収斂させてよい時代に入ったという背景があるのではないか。その上で、国に近い研究開発型の独立行政法人のアウトプットは今後どこに分類されることになるのか。
⇒事務局から、次回議題のR&D資本化にも関係してくるが、独立行政法人の研究機関の場合、基本的には制度部門だと一般政府、経済活動別だと新しい分類案では「12. 専門・科学技術、業務支援サービス業」に分類されることになる旨、回答。

【私立学校の取り扱いの変更について】

○本日欠席の前田委員から、以下の意見が寄せられており、事務局から紹介があった。

- ・以下の3つの理由から、私立学校の取り扱い変更の提案は、慎重な対応が必要である。第1に、私立学校の授業料を名目産出額とする算定方法に変更すると、「費用積み上げ」で計測される国公立学校に比べて名目産出額や名目GDPが小さくなる。類似のサービスが提供されるにも関わらず、計測方法の違いにより、両者の産出額や付加価値が異なる水準となることは適切でない。また、数年前に導入された高校授業料無償化のように政府の学校教育に対する助成制度の変更があった場合、名目産出額は国公立で不变にもかかわらず、私立は変化する。政策変更が名目産出額をかく乱しない現行の費用積み上げ方式が望ましいのではないか。
- ・第2に、市場性・非市場性の判断に50%ルールを機械的に適用するのが適当かという問題である。一般政府（地方政府）に所属する「下水道事業」でも、最近では料金収入が占める比率が50%を上回っているが、「公的非金融法人企業」に移管する計画はない。これは、統計の継続性を維持することを重視しているためと思われるが、「私立学校」についても、これと同じく「50%ルール」を適用しない弾力的な扱いとするのが適当である。
- ・第3に、「私立学校」を民間非金融法人企業に分類する国は限られており、例えば、私立学校が学校教育に相応のウエイトを占める米国や英国もN P I S Hに分類している。日本が計測方法を変更すると、国際比較可能性が低下することになり、教育に関するGDPの国際比較ができなくなる点も考慮すべき。

○この前田委員の意見に対して、事務局の見解として以下の事項を伝達した。

- ・第1の点について、SNAの国際基準は、財やサービスについて品目として同一でも、「市場」、「非市場」どちらの場合もあるという枠組みとなっており、それに応じて産出額の計測方法が異なるということが想定されている。今回の「学校教育」は、こうした国際基準の想定する事例と言える。なお、助成等の制度変更が行われた際には、一般論としては、変更の内容や、市場性・非市場性の判断に与える影響を精査し、その時点で制度部門の分類の在り方を検討していくこととなる。
- ・第2の点については、「下水道事業」は、現行のJSNAでは、売上高が生産費用の50%を下回つていると判断されることから非市場の一般政府と位置付けており、50%ルールの例外的扱いとはなっていない。
- ・第3の点については、各国においては、それぞれの実態に応じて私立学校の分類が行われ、必ずしも一様でなく、日本においても、2008SNAという国際基準の考え方との整合性、JSNAの中での政府関係諸機関の分類の考え方との一貫性を重視して、今回、私立学校の変更を御提案し

ており、こうした考え方等を統計利用者に丁寧に説明することが重要と考えている。

○出席された委員の主な意見は以下のとおり。

- ・ SNAマニュアルに書いてあるから仕方ないかもしれないが、私立学校について 50%ルールの線引きがどうなのか、そして分類の変更により、家計が支払う授業料が変化すれば産出額が変化するという点に違和感がある。医療のように家計が払った分と政府が払った分がともに産出額であるように、授業料への補助金が入れば、産出額も変わると考えるのが自然ではないか。
- ・ 高校授業料無償化でも、50%を上回っているのか。
⇒事務局から、制度部門として分類する際には一連の勘定が利用できる学校法人を単位として判定しており、私立の教育というグループでみれば高校授業料無償化の影響はそれほど大きくなく、制度開始の前後とも 50%を上回っている旨、回答。
- ・ 資料 4 の P 8 の表では、「その他 46.4%」とあるが、個別で見れば 50%を上回っている団体はないのか。また P 9 の図においては、NPI と NPI SH の関係が示されているが、非市場生産者の対企業 NPI はないのか。
⇒事務局より、私立学校の他に労働団体、政治団体、学術団体等があるが、基本的にはいずれも 50%を下回っている一方、宗教については、お布施や拝観料、寄付等について、売上なのか移転なのか把握できないなど売上高の計測が難しい面がある旨、回答。また、非市場生産者の対企業 NPI が存在するかという点については、SNAマニュアルでは必ずしも明確ではないものの、経済団体等の対企業 NPI は会員企業からの会費が売上高と位置付けられており、市場性があると整理されている旨、回答。
- ・ 米国では私立学校が NPI SH ということは、売上高生産費用比率は 50%を下回っているのか。
⇒事務局より、各国の取扱いについては、公表情報からは詳細が明らかでないので、ヒアリングした結果を記載しているが、米国については「SNAマニュアルの定義に照らして私立学校は NPI SH となる」との旨の回答があった。なお、あくまで事例として、ある大学の財務諸表を見ると、寄附金や連邦政府の補助のシェアが大きくなっているようである。また豪州は、実態は売上高が 50%を上回っているが、本体系では各種制約から NPI SH として、一方サテライト勘定では基準に即して民間非金融法人としているとの回答があった旨、回答。
- ・ 國際比較可能性が減少する可能性がある一方で、市場性の基準である 50%ルールに立ち返れば、今回の事務局案は妥当と考えられるが、いずれにしても慎重な判断が必要
- ・ 現行の JSNA では、私立大学の病院については、産業に位置付けられており、これと比較しても私立学校の扱いには違和感があったので、事務局案に賛同する。私立学校を民間非金融法人に位置付けたとしても、引き続き非営利団体であることに変わりはない。市場か非市場かできちんと判別すべき。
- ・ GDP が変化してしまうという指摘については、例えば政府がサービスを買い上げたと考え、私学助成を政府消費に計上し、家計への現物給付とすれば、大きくは変わらないと思われる。
⇒他の委員からこの案に賛同する意見があったが、事務局からは、現物給付については医療における受診者への保険給付制度のようなものがあげられるが、例えば大学等への助成制度はあくまで各機関に対して行うものであるので、両者の整合性に留意しつつ、慎重に検討する必要がある旨、回答。当該案を発言した委員からも「あくまで選択肢であり、本来は補助金として扱う方が自然だとは思う。」との発言があった。

- ・関連して、現物給付につき、国公立の学校法人での扱いはどうなっているのか。
⇒事務局から、運営交付金については、中央政府内の経常移転として扱っている旨、回答。
- ・「下水道事業」については、その便益は家計ではなく社会全体で享受していると捉え、集合消費として位置づけられており、これを事業としてみると自体にやや無理があるものと思料。
⇒部会長から、水道の料金は利益というより、無駄使いをしないために設定されたものでないかと思われ、確かに教育を下水道と同列に扱うことには違和感がある旨、発言があった。
- ・大学中退の理由の2割が学費などの経済的理由であるとの調査もあり、授業料に経済的意味がないとは言えなくなってきたのではないか。

○審議協力者の日本銀行から、SNAの基礎統計である資金循環統計を作成する統計作成者の立場から、以下の発言があった。

- ・私立学校の資産・負債等の集計データが勘定科目毎に存在しておらず、作成するとなると、日本銀行が金融機関から収集している調査表の内容を改訂する必要も生じる。調査表の表章項目の変更に伴い、各金融機関に、「私立学校」の預金残高等の集計を行うため膨大なコストの負担を伴うシステム対応をお願いするなかで、本対応を行う社会的なメリット（「50%ルール」適用の必要性）を、金融機関に納得してもらうのは困難であると考える。
 - ・日本銀行では、実物勘定と金融勘定にできる限り不一致が生じないよう内閣府との意見交換を密に進め、国民経済計算の見直し作業に歩調を合わせつつ、資金循環統計の見直しに取り組んでいる。しかし、資金循環統計は、この6月に見直し最終案を公表し、既に統計作成に向けた実装作業に入っており、今後作成方法の大きな見直しを行うのは難しい。資金循環統計が対応しないと、SNAの金融勘定での対応も困難となり、実体面で私立学校の取り扱いの変更を行うと、実物取引と金融取引との不整合の拡大に作用するのではないか。
- ⇒この日本銀行の意見に対しては委員から、「実物取引と金融取引との間で、現状でも既に不整合は発生しており、今回の見直しによってどれくらいに不整合が発生するのか、その程度にもよるのではないか。」との指摘があった。

○部会長から、本見直しに慎重な意見も出ていること、また見直しに慎重な意見を出されている前田委員も欠席であることから、次回以降のSNA部会において本事項について再度議論することとしたとの取りまとめがあった。

6 次回及び次々回の予定

次回部会は10月17日（金）15時から、第4合同庁舎12階共用1214会議室で開催することとされた。

※ なお、本議事要旨は速記版のため、事後修正の可能性があります。